

生活保護システム機器賃貸借及び生活保護システム保守運用業務に係る質問と回答

生活保護システム機器賃貸借及び生活保護システム保守運用業務に係る公募型プロポーザル実施要領第7に基づく質疑に対する回答は次のとおりです。

令和3年2月25日更新

No	質疑事項	回答事項
1	機能要件表 NO.199 に記載のある「番号制度連携ユニット」とはどのようなものでしょうか。 詳細な仕様をご教示いただけますでしょうか。	「番号制度連携ユニット」とは番号制度業務において団体内統合宛名番号への引き当てや、中間サーバーへの副本の登録等に利用するツールのことです。本市において番号制度業務を通常に行える機能を有していればよいものとします。
2	プレゼンテーションの参加人数その他の制限等がありますか。	プレゼンテーション及びヒアリングの実施方法については実施要領第9-2(1)によるものとし、参加人数の制限はありません。
3	機能要件表 No. 29 の「封入封緘をしない選択もできること」と No. 124 の「封入封緘をしない世帯の選択もできること」について、封入封緘する・しないは、『出力時に封入封緘する・しないを選択』、『封入封緘しない世帯を事前に登録』の2つで判断するという認識で間違いないでしょうか。	機能の1点目は、「世帯毎に封入封緘しない登録が行えること」です。 機能の2点目は、「1点目で封入封緘すると登録した世帯全てについて、出力時に封入封緘をする・しないを選択できる」ことです。
4	機能要件表 No. 152 に記載のある「管内地図（略図）」とはどのようなものでしょうか。	被保護世帯数、被保護人員、地区、被保護世帯数（地区）、被保護人員（地区）が抽出できる機能のことです。監査時に提出する資料の名称をそのまま機能名としています。
5	機能要件表 NO. 112 に記載のある「支給データと郵便番号の紐づけ出力」について、具体的にご教示いただけますでしょうか。	郵便番号毎に、市内特別郵便か料金後納郵便を区別して、それぞれの数を集計できるようにすること、又、封筒印刷時に市内特別郵便は封筒の宛名面に「郵便区内特別」と印刷される機能のことを想定しています。

6	<p>移行データ抽出業務についての契約は市と北日本コンピュータ様で行うとのことですが、賃借料（一部省略）よりデータ移行費用除した価格が契約金額との認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>北日本コンピューターサービス株式会社に支払う委託費用は本市が負担しますが、その委託費用も含めた積算価格を評価の対象としますので、お見込のとおり、御提案いただいた金額から当該金額を差し引いて契約を行う予定です。</p>
7	<p>医療券の随時発行ができる権限を設定できることとは、登録権限を持つ人に権限設定が行えるということによろしいでしょうか。</p>	<p>医療券の登録権限を持つのはケースワーカーですが、（定例・随時問わず）医療券の発行権限は医療介護係のみに設定できるようにして欲しい、という意味です。</p>